

令和３年度 稲沢市地域自立支援協議会 第３回権利擁護推進部会 議事要旨

[日 時] 令和３年 11 月 30 日（火）午後 2 時～午後 3 時 15 分

[場 所] 稲沢市役所 第 1 分庁舎 2 階 第 2 会議室

[出席者] 権利擁護推進部会委員 6 人、事務局 4 人、その他 2 人

[欠席者] なし

[議 事]

1 協議事項

(1) 作業部会の進捗について

- ・障害のあるかたの余暇活動、性教育について

委員 A 精神障害の家族で、困っているかたは潜在的にいて、そういうかたが、本当に問題が解決できるようにしたい気持ちはある。相談支援事業等を行ってそういうかたの相談を受けて家族会に入るのもおすすめしている。こういう当事者のかたは、潜在的には参加したいが、どういう団体に参加して、楽しい余暇が過ごせるかという結びつきを生むようなアンケートにしたらいいのではないかと思う。たとえば、一覧表を添えて、どの団体のどのようなことに参加したいかということが書いてあると、広めたいという活動団体があれば、そういうことを結び付けていけると良い。

部会長 これは受け入れ団体に向けてのアンケート。今言われたのは障害のあるかたにむけてのものになる。

委員 A 立場が違うけど、お互いのニーズが結びつかないといけない。団体は色々なことをやっている。たとえば福祉まつりで色々やって、困っているかたとか余暇を希望しているかたを、受け入れて共に活動しようと結び付ける仕組みをつくる。ボランティアセンターの主な役割だと思う。

部会長 まず、アンケートの趣旨を書く必要がある。なぜこういうアンケートをやるのかということ。項目はこれくらいで良い。沢山きくと面倒になる。次に、もう一つ、当事者や保護者向けのものを考えないと。名簿にあるのは社会活動を行っているもので、もう一つ、公民館の社会教育団体のほうが趣味サークルでとても多いのでは。

事務局 公民館を所管する生涯学習課に確認したところ、現時点で登録団体は 506 で、趣味関係がほとんど。公民館の登録団体は、仲間うちの団体も多く、会員を募集しているところ是一部とのこと。本日名簿がないのは、個人情報とか、団体の情報を把握していないので名簿は出せないということだった。なお、公民館登録団体にアンケートを実施するには、2 年ごとに更新の機会があるので、それが利用できる。また、市民センターにアンケートを置いておけば、協力してもらうこともできるとのこと。会員を募集していないところにさらに障害者についてきくのは難しいかもしれない。結びつきの部分については、精神や知的のかたが直接電話をして、団体に入れるかと尋ねるのは難しいと思うので、例えば相談員へ繋がっているかたは

相談していただく。そういう流れであれば、相談員にも余暇の資源があることを伝えていくことが必要だと思う。

部会長 アンケートを行うことで余暇の問題があることを理解してもらうことも必要。大きなテーマは高齢者、我々も含めて地域で豊かに暮らすこと。そういうことを推進しているということ。ぜひやりましょう。とりあえず、団体向けを先にやっていく。作業部会は今度いつですか。

事務局 次回は来年度になる。年度内は、会議予定はない。

委員 B 1月15日の講演会は、主催者側として参加する必要があるか。

事務局 協議会の主催である。時間があれば、委員としてお願いしたい。

(2) 障害者虐待の検証について

委員 B 人権擁護委員として、市役所や法務局で定期的に相談対応等の活動をしている。直接面談や電話相談もある。SOS ミニレターのようなものでやりとりもしていて返事を書いている。先日、他市の学校で事件が起きたが、似ている相談もある。法務局と相談して対応している。稲沢市のかたの場合は法務局から連絡があり連携はしているか。それは私の役割になるか。

事務局 本年度はそういった連絡はない。

部会長 改善命令か何かがあり、いじめとかだと法務局から学校に対して連絡はあると思う。虐待ケースは連絡が入っているかどうかわからない。人権相談にいつているかどうか。

委員 B どういう連携をとるべきか。

部会長 法務局は勧告する権限はあると思う。そういうことがあれば連絡があると思う。

委員 B 相談は名古屋法務局に集約し、地区へ連絡が来る。返事をする人は地元では不可の場合は別のかたが返事を書く。他市のかたなら自分が返事を書くという状況。今日の報告でも色々な関わりがあり支援しているが、繋がりがどうかと思う。同じような事例があるとその後どうなったかなと心配になる。

事務局 法務局との連携という部分では、協議会の委員として一宮法務局の支局長に本会議に出てもらっている。虐待ケースは本会議では報告しないが、会の中に入っているだけで御意見をいただく体制をとっており、個別ケースについて現時点で法務局からの連絡はないが、顔の見える関係はできている。法務局も個人情報ということがあり、提供していないのかもしれない。体制として連携はとれていると考えている。

部会長 人権擁護委員として参加していただいているので、ここで繋がりを作っていただければよい。NO.4の、施設の苦情を言われるのは、職員が言っているのか。

事務局 女性の職員からされたことを施設に訴えても対応してくれないと、本人が言っているということ。被害者は男性で女性からされたというもの。

委員 C 多くのケースで虐待者が施設従事者と書かれているが、これらの経験年数はどう

か。経験が豊かであればもう少し落ち着いて対応が考えられるはず。もちろん、虐待は経験が浅くてもあってはならないことだが、ベテランになってもこういうことをしているということは、こういった職場で働く資格がないんじゃないかと思われる。

事務局 No.4 のケース、女性職員は経験 1 年ほどであった。普段から本人が接触を求められるかたで、それに合わせてやっていたという趣旨の話をしていた。良かれと思ってやっていたとのこと。

部会長 それは逆に性的な誘惑に繋がるのでプロとしていけないということを知っていないといけない。放課後等デイサービスの施設の事例は、本人からの強い希望で親に伝えていないということは、それは家で虐待を受けている可能性もあるので疑った方が良い。親が怖いから、家で何かされるからなにも報告しないということがある、なにもなければよいが疑う必要がある。見過ごしたとにならないように。最後のケースは施設でおきたのか。

事務局 在宅で起きた。

部会長 調査票に記載があるのには母が違うというのは変じゃないか。

事務局 訪問した際に確認をしたが、「つい、ないことをそのように言ってしまった」と言われた。どうかなと思ったが、母も精神障害があるかたで、気持ちに波がある。本人や姉妹にも障害がある。

部会長 これはヘルパーをつけることになったのか。

事務局 事案の前からヘルパーを利用する予定があった。今まで母がしていたが母に負担がかかるので検討した。

部会長 調査員は、記載したときにすぐに報告をしているか。

事務局 本ケースは市へ提出された調査票を確認して初めて気付いた。調査をした職員にはすぐに報告するように指導した。

部会長 報告が遅いのは、その職員の認識が甘いということがいえる。

委員D 認定しなかったとしているので心配。

事務局 認定するには証拠が必要である。本ケースについて、調査は 10 月 8 日、発見は同月の 19 日と時間が経過していることもあり、確認時、傷あとはなかった。

部会長 それが曖昧ということだと思うが、早く報告があれば違ったかもしれない。

部会長 親子関係が逆転しているとあるが。

事務局 お互いに手を出すことがあるとのこと。

部会長 それはどっちがどっちでも障害者がされれば障害者虐待になる。双方が悪いから認めないとなると後でなにかあった時におかしくなる。

事務局 相談員には、なにかあればすぐに連絡をしてほしいといってある。

委員D No.6 からはじまり 4 つのケースが同じ施設内とのこと。虐待認定された場合どんな指導をされているのか。

事務局 業務改善報告を出すように指示している。それを県に報告をする。

委員D 公表はされるのか。

事務局 県からの指導の結果で、償還金が発生するなどの一定の条件を満たせば公表される、改善命令のみでは施設名まで公表はされない。

委員D 学校としては、お子さんは上手く言葉で言えない子が多いので心配。

部会長 No.6 について、管理者が通報者と報告があったがということなのか。

事務局 この事案を目撃した職員が管理者に報告し、管理者が、県に報告した。本来は市へ報告だが。

委員B 私は相談を受けると私の立場で解決するすることができない。警察や児童相談センターなどへ、と助言することになる。話を聞くことで解決するのが大半であるが、その他は紹介している。

部会長 子どもであっても施設で起きているので障害者虐待になる。

事務局 このケースは県に報告をして、指導監査が実施されている。施設は県が認可するため、県と共有する。改善計画書はまだ出ていないが、権利擁護について学習する機会もつように指導して実施後に報告をもらうようにしていく。

部会長 また、経過報告をしてください。